

平成25年第3回川崎市議会定例会

請願陳情文書表

(その2)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
70	25. 9. 27	独立行政法人都市再生機構による2014年4月の継続家賃値上げ中止、高家賃引き下げを求める意見書提出に関する請願	多摩区 神奈川公団住宅自治会協議会川崎地区代表 つぐみ台団地自治会 ほか4団体	山 崎 直 史 東 正 則 菅 原 進 市 古 映 美 猪 股 美 恵 三 宅 隆 介	標記事項について政府に意見書を提出してくださるよう請願いたします。 1 都市再生機構は賃貸住宅居住者の置かれている生活実態に配慮し、2014年4月の家賃値上げを中止すること。 2 都市再生機構は高家賃を引き下げ負担軽減を図るとともに、空き家解消に努めること。 3 低所得高齢者の居住の安定と子育て世帯等への施策を含め、公共住宅としてふさわしい家賃制度の確立及び、家賃改定ルールの抜本的見直しを行うこと。	まちづくり委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
131	25. 9. 9	日常生活用具の給付対象種目に「衛生用品」追加に関する陳情	多摩区在住者	<p>ストーマ装具の給付種目に、「衛生用品」として次の種目を追加願います。1 ガーゼ(含む不織布製)、2 脱脂綿、3 消臭・脱臭剤、4 ばんそうこう、5 洗淨料、6 さらし。</p> <p>特に、「消臭・脱臭剤」は、液状(含むジュース)、粉末状、錠剤、ゼリー状、スプレー式、シート状と各種あり、また、「脱脂綿」は、洗淨綿、おしりふきコットン、「洗淨料」は液状、泡状等メーカーの商品名が各種あり、商品名ではなく、その機能を判断基準としていただきたい。</p>	健康福祉 委員会
132	25. 9. 19	小杉3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る都市計画に関する陳情	<p>中原区 小杉町3丁目再開発を考 える会</p> <p style="text-align: right;">ほか7名</p>	住民自治を本旨とする行政が企業の利益を優先し、住民置き去りの開発計画を進める小杉3丁目第一種市街地再開発事業の再考を強く求めます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">25. 9. 26</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">付託前に 取り下げ</div>
133	25. 9. 25	川崎市民間活用ガイドラインの改正に関する陳情	多摩区在住者	<p>「川崎市民間活用ガイドライン」の第1章1項(3)「本ガイドライン策定の趣旨」に次のただし書きを追加してください。</p> <p>「ただし、障害者、高齢者福祉施設への適用は除外する。」</p>	健康福祉 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
134	25. 9. 26	小杉3丁目東地区第一種市街地再開発事業による将来不安を取り除くようお願いする陳情	中原区 小杉町3丁目再開発を考える会 ほか20名	<p>1 ばら色の説明で事業に賛同するよう誘導するやり方をやめて、「減歩」の実態を始め、小零細地権者の行く末がどうなるのか、偽りのない説明をするよう指導してください。</p> <p>2 仮に権利変換に応じて再開発ビルに移転した場合、小零細地権者の住居や店舗はどうなるのか不安でたまりません。夢のような架空の話でなく具体的見通しを明らかにするよう指導してください。</p> <p>3 仮に住み慣れた土地を離れざるを得なくなった場合、将来の生活設計が可能となるような保障があるのでしょうか、仮にも路頭に迷うような事態とならぬようお力をお貸しください。</p>	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
135	25. 9. 26	川崎市屋外広告物条例 改正に関する陳情	多摩区在住者	<p>「川崎市屋外広告物条例」を下記の改正案のとおり改正し、歩道上の広告物及び商品を強制的に撤去できるようにし、罰則を科すことにしてください。</p> <p>改正案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 表題を「川崎市屋外広告物条例」を「川崎市屋外広告物等条例」にする。 2 第4条の「又は掲出物件を設置してはならない。」を「又は掲出物件及び商品を設置してはならない。」とする。 3 第4条に「(12)歩道の区域」を追加する。 4 第6条の「又は設置してはならない。」を「又は商品を設置してはならない。」とする。 5 第6条の「道路交通の安全を阻害する」を「道路・歩道の交通の安全を阻害する」とする。 6 第44条に「(4)第4条第12項、第6条第5項の規定で撤去の命令を3回受け命令に従わなかった者」と「(5)第4項に従わない場合は、強制撤去する。」を追加する。 	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
136	25. 9. 30	危険な開発工事から津田山北斜面の貴重な緑を守ることを求めることに関する陳情	高津区 津田山の急傾斜地の住環境を守る会 ほか202名	<ol style="list-style-type: none"> 1 津田山緑地の一角を占める貴重な緑の破壊につながらないよう、開発計画の抜本の見直しを指導してください。 2 急斜面地開発に伴う崖崩れ、土砂災害などの発生を防ぐため、工事の安全に万全を期すよう、指導してください。 3 計画は、総合調整条例適用逃れの疑念を払拭できません。総合調整条例の適用、ないしはそれに準じた説明責任を果たすよう指導してください。 	まちづくり委員会
137	25. 10. 1	(仮称) 富士通川崎工場再開発計画に伴う周辺住環境を守ることを求める陳情	中原区 富士通川崎工場再開発を考える会 ほか5名	<p>計画では、工場施設の主要出入口が、市道上小田中57号線の見通しが良くなく安全上も危険を伴う場所で、かつ、住宅連担区間に計画されています。当市道は、通勤通学交通の多い道路であるため、主要出入口の場所については、見通しも良く、かつ現在出入口として使用している場所などに集約すべく再検討するよう、指導を強く行ってください。</p>	まちづくり委員会